

令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託

2 概要と目的

パリ協定を契機として、グローバルに活動を行う大企業を中心に、パリ協定に整合した科学的根拠に基づく中長期の排出削減目標を設定するS B T (Science Based Targets)、自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指すR E 100 (Renewable Energy100%)等の国際的なイニシアティブによる脱炭素経営の取組が広がってきている。このような企業は、取引先(サプライチェーン)にも目標設定や再エネ調達等を求め始めており、脱炭素経営が企業の差別化やビジネスチャンスの獲得に結び付く事例も生まれつつある。

また、三重県では、令和元年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガス排出実質ゼロをめざす脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を行っており、その達成に向けては、県内企業等の脱炭素化を促進していくことが不可欠である。

本業務では、脱炭素経営に取り組もうとする県内企業等に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認やS B Tに整合した温室効果ガス削減目標の設定支援などを行い、県内企業等における脱炭素経営の取組を促進することを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和6年3月22日(金)まで

4 業務内容

受託者は、脱炭素経営の取組支援を希望する県内企業等(以下「支援先企業」という。)4社に対して、次のとおり、アドバイザーを派遣するなどし、支援先企業の脱炭素経営の取組を支援する。

支援先企業については、県内に本社又は主たる事業所を有する企業・法人(原則、中小企業者)を対象に県が公募するものとする。

なお、本支援事業は本県における脱炭素経営のロールモデルとなる県内企業等をつくることを目的としているため、支援先企業は業種や企業規模などが異なる4社を予定している。

(1) キックオフ会議の実施

① 概要

アドバイザーの派遣に先立って、支援先企業のほか、脱炭素経営に取り組んでいる事業者などを加え、キックオフ会議を実施し、課題の共有、意見交換等を行い、その結果を可能な限り(2)以降の業務に反映するものとする。

支援先企業以外の参加者については、県と受託者で協議のうえ、決定するものとし、3名程度(県職員除く)を想定している。

② 開催回数等

会議の開催回数は1回とし、時間は2時間程度を目安とする。

③ 会議構成、運営等

- ・キックオフ会議の会議構成は、支援先企業の脱炭素経営の理解促進が図られるとともに、課題の共有や意見交換等が行われ、(2)以降の業務が円滑かつ効果的に進められるよう、受託者が提案し、実施するものとする。
- ・受託者は、会場選定(原則、津市内)、日程調整、参加者との調整、資料作成、会議の開催案内、当日の会場設営及び司会進行など、キックオフ会議の実施に係る一連の業務を行うものとし、参加者に対する謝金、旅費等の支払いを含め、会議の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。なお、支援先企業からの参加者への謝金、旅費の支払いは不要とする。
- ・会議の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、県と協議のうえ、WEB会議を取り入れる等の感染拡大防止対策を講じるものとする。

(2) アドバイザーの派遣

① 概要

受託者は、支援先企業が温室効果ガス排出量の現状把握、SBTの認定基準に準じた中長期の温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び3か年程度の取組計画を策定し、脱炭素経営に向けた取組を進めていけるよう、脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣し、個別支援を行うものとする。

個別支援にあたっては、各支援先企業の業種や企業規模、これまでの取組状況など、各支援先企業の状況に応じた支援を行うものとし、必要に応じて、支援先企業の事業所内の施設等を確認するものとする。

なお、本事業におけるSBTの認定取得については必須ではないが、支援先企業に認

定取得の意向があった場合は、必要な支援を行うものとする。

② 支援回数等

原則、1支援先企業当たり3回、アドバイザーを派遣し、個別支援を行うものとする。ただし、支援先企業への支援が③の【要件】を満足するよう十分になされ、支援先企業から3回目の個別支援の要望がなかった場合は、2回の個別支援でも差し支えないものとする。

③ 支援方法、支援内容等

- ・個別支援は、原則、受託者が支援先企業の事務所等に出向くこととするが、支援先企業の意向等を確認のうえ、WEB会議での実施でも差し支えないものとする。また、適宜、メールや電話等によるフォローを実施するものとする。
- ・支援内容については、支援先企業における脱炭素経営の取組促進のために必要と考えられる内容を受託者が提案し、実施するものとし、社内炭素価格（インターナルカーボンプライシング）制度やGXリーグ、最新の国の補助事業など、昨今の脱炭素に関する情勢を踏まえた内容にすること。ただし、以下の要件を満たすことを前提とする。

【要件】

- ・支援先企業における温室効果ガス排出量の現状把握、SBTの認定基準に準じた中長期の温室効果ガス削減目標の算定については、必ず行われるような支援内容とすること。ただし、Scope 3については、各支援先企業の状況や希望に応じて、カテゴリを選択し、算定するものとするが、少なくとも1カテゴリの算定は行われるようにすること。なお、支援先企業においてデータがそろわない場合などは、一部算定ができなくてもやむを得ないものとする。

<参考>

Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3：Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

- ・県が公募する際に、支援先企業には削減目標達成に向けた中長期的な方向性及び3か年程度の取組計画の策定並びに本事業終了後3年間の取組状況を県に報告（年1回）することを応募条件として定める。そのため、各支援先企業が各支援先企業の状況に応じた中長期的な方向性及び3か年程度の取組計画を策定し、本事業終了後、支援先企業自らが脱炭素経営の取組を計画的に進められるような支援内容とすること。また、本事業終了後、支援先企業自らが温室効果ガス排出量を把握し、SBTの認定基準に

準じた中長期の温室効果ガス削減目標に対する進捗管理ができるような支援内容とすること。

(3) 取組成果共有会の実施

① 概要

本事業の支援による成果の共有、今後の課題などについて意見交換等を行うため、支援先企業のほか、脱炭素経営に取り組んでいる事業者などを加え、支援先企業の取組成果共有会を開催するものとする。

支援先企業以外の参加者については、県と受託者で協議のうえ、決定するものとし、3名程度（県職員除く）を想定している。

② 開催回数等

会議の開催回数は1回とし、時間は2時間程度を目安とする。

③ 会議構成、運営等

- ・ 取組成果共有会の会議構成は、本事業終了後、支援先企業において脱炭素経営の取組が効果的に進められるよう、支援先企業同士の交流・学び合いの場となるような内容にするとともに、取組成果の共有や今後の課題などについて意見交換等が活発に行われるよう、受託者が提案し、実施するものとする。
- ・ 受託者は、会場選定（原則、津市内）、日程調整、参加者との調整、資料作成、会議の開催案内、当日の会場設営及び司会進行など、取組成果共有会の実施に係る一連の業務を行うものとし、参加者に対する謝金、旅費等の支払いを含め、会議の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。なお、支援先企業からの参加者への謝金、旅費の支払いは不要とする。
- ・ 会議の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、県と協議のうえ、WEB会議を取り入れる等の感染拡大防止対策を講じるものとする。

(4) その他

- ・ (1) から (3) の内容に関わらず事業の実施に際し必要な費用はすべて委託金額に含むものとする。
- ・ (1) から (3) のいずれについても、WEB会議で実施する場合におけるWEB会議の実施環境等は、受託者の責任において確保するものとする。
- ・ 支援先企業数の増減などの業務内容に変更が生じた場合は、協議のうえ変更契約を行う

ものとする。なお、(1)のキックオフ会議及び(3)の取組成果共有会における支援先企業以外の参加者の人数については、2名以内の増減の場合は、変更契約の対象にはしないものとする。

- ・会議の開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大状況等に応じた開催となるよう、県と協議のうえ決定することとする。
- ・本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるため、本県と定期的に打合せを実施することとする。打合せ場所は、基本的に三重県庁内での実施とするが、電話、メール、WEB会議等も活用するものとする。
- ・本委託事業の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協議のうえ実施することとする。

5 成果品の提出

本業務に関する報告書を紙媒体5部、電子媒体(DVD-R等)2部を県に提出すること。報告書には、次の項目を必ず含めること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務にかかる経費の内訳
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

また、本仕様書4(1)のキックオフ会議及び(3)の取組成果共有会に関する議事録等はこれらの会議終了後10日以内に提出すること。

6 その他

- (1) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)の「会議運営」の判断の基準を満たすこととする。

<基本方針 URL>

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (2) 受託者は、業務の履行にあつて「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (ウ) 委託者に報告すること。

- (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (3) 受託者が(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (4) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (6) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
- (7) 県は、必要に応じて、受託者に報告を求めることができるものとする。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

- 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
 - 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
 - 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

- 第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバック

アップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報管理のための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示を行うことができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。